



静岡県  
健康福祉部



## 診療所のみなさまへ

# 感染症法に基づく 医療措置協定の締結について

1 新興感染症への備え

# 全体の構成

- 1 新興感染症への備え
- 2 医療措置協定とは
- 3 医療措置協定書の内容
- 4 医療措置協定の締結方法

# 1 新興感染症への備え

- 1-1 感染症法改正、予防計画改定、医療措置協定等の締結
- 1-2 医療措置協定の対象とする感染症
- 1-3 新興感染症発生時の対応(対応時期の設定)
- 1-4 新興感染症発生時の対応(要請の順序)
- 1-5 新興感染症発生時の対応のイメージ(病床確保)
- 1-6 新興感染症発生時の対応のイメージ(発熱外来)

# 1-1 感染症法改正、予防計画改定、医療措置協定等の締結

## I 改正感染症法(令和4年12月改正)

### 【改正の趣旨】

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国または都道府県及び関係機関の連携協力による入院等医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、検査等の体制の強化等の措置を講ずる

## II 県感染症予防計画の改定(令和5年度中)

- ・新型コロナ対応を踏まえ感染症法が改正されたことに伴い、県における感染症の発生の予防、まん延防止のための施策、医療提供体制の確保等についての基本的考え方を示す県感染症予防計画を改定
- ・新興感染症の性状、最新の知見等を踏まえ、医療措置協定締結機関に段階的に対応を要請

## III 医療措置協定の締結及び指定

- ・新興感染症発生時に必要な医療提供体制を確保するため、県は、医療機関と協定を締結する
- ・協定を締結した医療機関のうち、病床確保を行う医療機関は第一種協定指定医療機関、発熱外来又は自宅療養者等への医療提供を行う医療機関は、第二種協定指定医療機関に指定する

## 1-2 医療措置協定の対象とする感染症

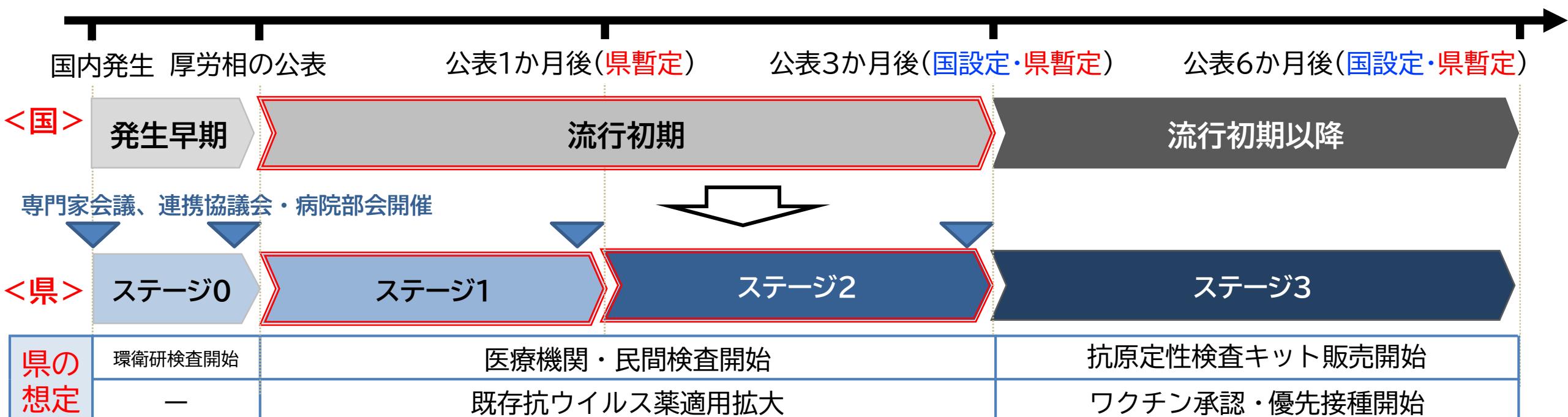
### 対象とする感染症

**新興感染症 = 「新型インフルエンザ等感染症」  
「指定感染症」  
「新感染症」**

- ⇒これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を念頭におく
- ⇒新興感染症の発生及びまん延時における、医療提供体制を確保する

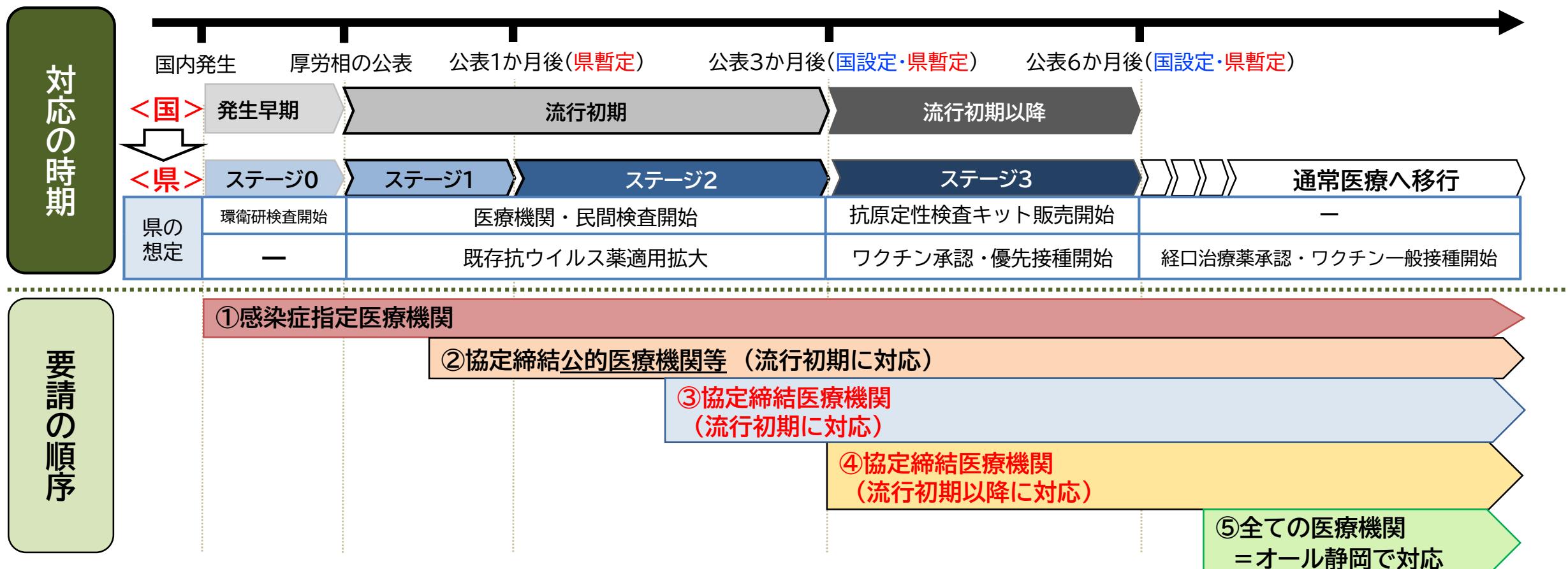
# 1-3 新興感染症発生時の対応(対応時期の設定)

- 国は、新興感染症発生からの対応時期を「発生早期」「流行初期」「流行初期以降」の3段階としている。
- 本県は、**初動対応として重要な「流行初期」を2つの時期に分割し、全4段階で実効性のある対応を目指す。**
  - ステージ1→2→3の移行時期は、県が想定しているワクチン接種開始時期や治療薬承認時期による**仮設定**であり、実際には、ワクチン等の接種開始時期や検査キット販売時期等により変動
  - ステージ移行時期は、専門家会議、各医療圏域等の意見を聴取し、設定・判断する

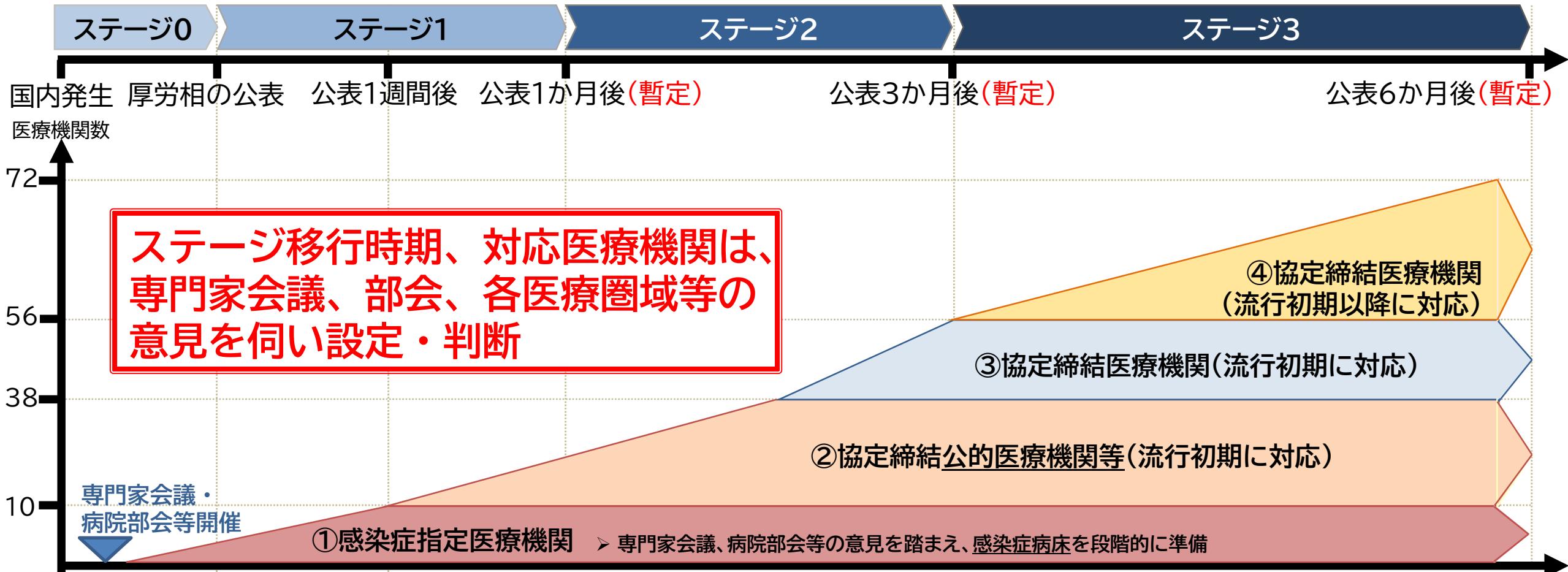


# 1-4 新興感染症発生時の対応(要請の順序)

- ・県は、新興感染症の発生後、感染状況に応じて、医療機関に対し、段階的に医療提供体制の確保を要請
- ・要請の順序は想定であり、感染状況や地域の医療事情に応じ柔軟に対応

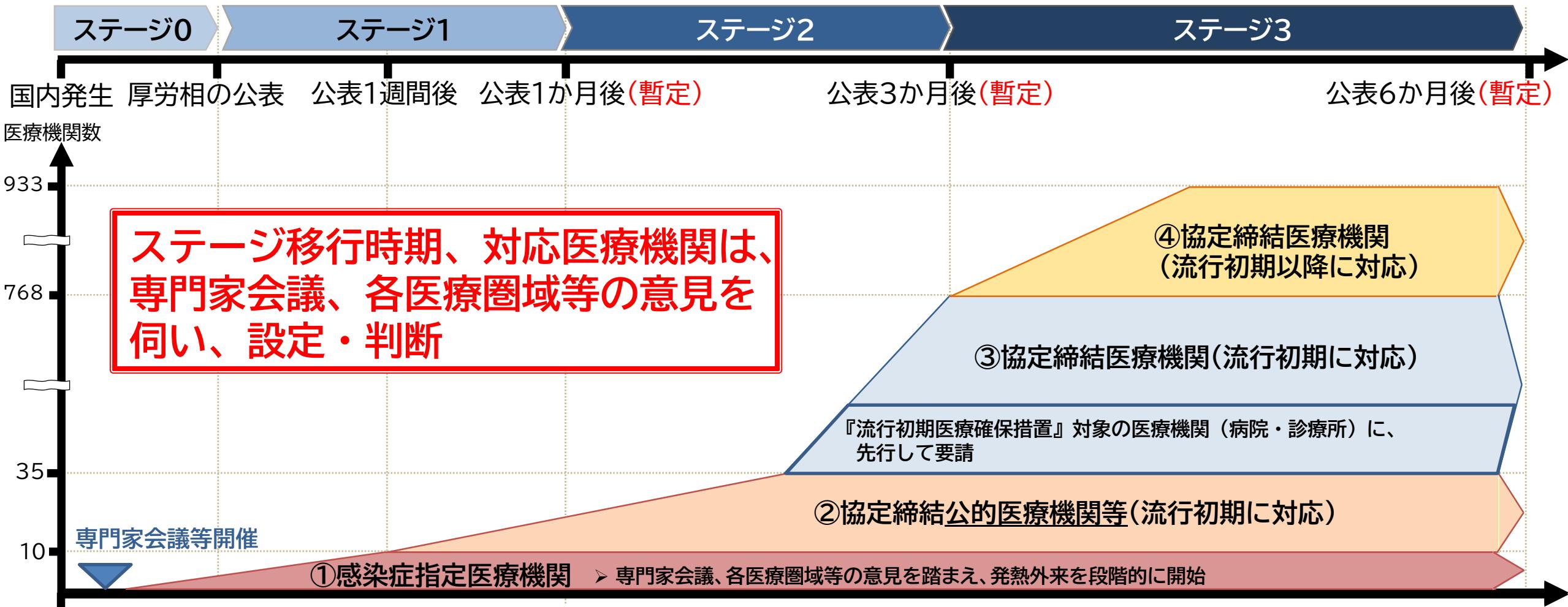


# 1-5 新興感染症発生時の対応のイメージ(病床確保)



- 患者数、医療機関の規模、地域の状況に応じて **段階的に** 要請を行い必要な病床数を確保
- 事前に医療機関と**調整の上、要請を実施**
- 感染症管理センター、保健所、病院部会等で**必要病床数を適宜見直すとともに、要請方法等を検討**

# 1-6 新興感染症発生時の対応のイメージ(発熱外来)



- 患者数、医療機関の規模、地域の状況に応じて段階的に発熱外来の実施を要請
- 事前に医療機関と調整の上、要請を実施
- 感染症管理センター、保健所等で必要数を適宜見直すとともに、要請方法等を検討

# (参考)次のコロナ型新興感染症 どう経過していつまで指定医療機関で診るかのイメージ

新型コロナの経験を踏まえた想定（イメージ）です。

実際には、新興感染症の感染力、まん延、広がりの速さによって変動することを想定しています。

